

## 質 問 回 答 書

2023年12月25日

「ウクライナ国人道的 地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト」

(公示日:2023年12月13日/調達管理番号:23a00727)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1.	企画競争説明書9ページ 第2章【1】2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容	「2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容」の1で「研修実施に必要と考えられる機材の仕様/数量」を提案することですが、機材は日本で購入するものを想定されていますでしょうか。防護服などは適切なものが国内で見つかりにくいと想定しています。	国内での調達に限定するものではありません。
2.	企画競争説明書11ページ 第2章【2】第3条 2.(1) 想定する具体的な事業連携 (JICA事業、他ドナー、民間等)	「無償資金協力によって供与される予定の機材および納入時期については貸与資料にて閲覧が可能である。」とありますが、貸与資料とは何を指していますでしょうか。	無償資金協力によって供与される予定の機材および納入時期については、希望する応募者様に一覧表を“貸与”いたします。現在入札手続き中であること等の理由から、お渡しすることはできませんので、閲覧後返却いただくこととなります。貸与資料については諸般の制約から送付/複製/撮影いただくことができませんので、弊機構にお越しいただき閲覧いただくことをお願いしております。ご希望の方は、JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室宛 ( <a href="mailto:gpgpb@jica.go.jp">gpgpb@jica.go.jp</a> )宛にご連絡ください。
3.	企画競争説明書14ページ 第2章【2】第4条 2.(1) プロジェクトの活動に関する業務	「活動1-2: 供与された機材について、必要に応じてSOPの作成・更新を支援する」とありますが、SOPには機材使用時の留意点を記載するものもあれば、地雷除去の探知から地雷処理までを網羅するものもあると思います。ここでいうSOPはどの程度の範囲のものを想定していますでしょうか	地雷対策ツール＝基本的には無償資金協力で供与する機材も含めた各種地雷対策機材を指しています。 また、活動 1-1 では、ウクライナ側の地雷除去戦略等の変更に合わせて、より発展的な手法の改善につなげることも想定しています。 例としては、汚染地の特性に合わせて異なる地雷対策機材を組み合わせ、より効率的な除去活動のための手法の紹介などが考えられます。 なお、現時点での無償資金協力による機材の調達スケジュールは貸与資料とします。
4.	企画競争説明書14ページ 第2章【2】第4条 2.(1) プロジェクトの活動に関する業務	「活動1-2: 供与された機材について、必要に応じてSOPの作成・更新を支援する」とありますが、“供与された”というのは日本からの供与機材に限定する(他国からの供与機材は含めない)という理解でよろしいでしょうか。	無償資金等で供与する機材を指す項目になりますのでご理解のとおりです。なお、当該機材にかかる SOP の策定であっても、他国製品(特に SESU が既に使用している場合)の SOP 等の内容を踏まえる必要は生じると考えています。
5.	企画競争説明書14ページ 第2章【2】第4条 2.(1) プロジェクトの活動に関する業務	成果2の活動2-1から活動2-6についての工程の順序は、活動番号順と同じになりますでしょうか。	特段、当方から活動順を指定するものではありません。
6.	企画競争説明書14ページ 第2章【2】第4条 2.(1) プロジェクトの活動に関する業務	「活動2-2: 機材操作、メンテナンスに関する研修を実施する」と「活動2-4: オペレーター/技術者向けの機材操作、メンテナンスに関する研修を実施する」の活動の違いは何でしょうか。	2-2 は導入時の基礎的な動作/メンテナンスにかかるもの、2-4 はより実践的なものを想定しております。
7.	企画競争説明書14ページ 第2章【2】第4条 2.(1) プロジェクトの活動に関する業務	「活動2-2: 機材操作、メンテナンスに関する研修を実施する」の機材とは、無償資金協力で供与されている地雷除去機とALISについてでしょうか。	ご理解のとおりです。

8.	企画競争説明書14ページ 第2章【2】第4条 2.(1) プロジェクトの活動に関する業務	「活動2-4:オペレーター/技術者向けの機材操作、メンテナンスに関する研修を実施する」では対象者が明記されていますが、「活動2-2:機材操作、メンテナンスに関する研修を実施する」では対象者の記載がないのですが、誰に対する研修を想定しておりますでしょうか。	先方の機材管理/メンテナンス担当者など SESU が指定するスタッフが想定されています。
9.	企画競争説明書14ページ 第2章【2】第4条 2.(1) プロジェクトの活動に関する業務	「活動2-2:機材操作、メンテナンスに関する研修を実施する」と「活動2-4:オペレーター/技術者向けの機材操作、メンテナンスに関する研修を実施する」の参加者が将来的に「活動2-6:TOTを実施する(CMACまたは本邦メーカーとの連携)」のTOT候補者となるという理解でよろしいでしょうか。	必ずしも一致するとは限りません。2-4 は主に現場でオペレーションを行う要員向けの研修を想定しておりますが、2-6 では SESU 内でのトレーニング機関の教官などが対象になるケースもあります。ただし、一部は重複するケースもあるかと思えます。
10.	企画競争説明書14～16ページ 第2章【2】第4条 2.(1)(2)(3) プロジェクトの活動に関する業務 現地国内研修及び第三国研修の規模 本邦研修・招へい	研修の対象者について、「地雷除去員」、「機材担当者」、「オペレーター」、「技術者」と記載がありますが、これらの違いは何でしょうか。また、「オペレーター」と「技術者」にはどのような違いがありますでしょうか。	現時点では、「具体的に除去活動を現地にて実施する人員」を「除去員」「オペレーター」、主として機材の維持管理を担当する人員を「技術者、整備担当」としています。  ただし、SESU 内でも様々な部局がありますので機材管理部門で機材管理等を担当するスタッフもおりますし、地雷除去の部隊に属する要員、機器のオペレーションを担うオペレーターがおります。技術者もレベル感は様々かと思いますが、特定の分野に特化した技術の専門官等の職位があるということです。
11.	企画競争説明書14ページと21ページ 第2章【2】第4条 2.(1) プロジェクトの活動に関する業務  第2章【2】第7条 機材調達	14ページの「活動2-1:SESUの体制強化に必要となる機材を納入する」の機材とは、21ページの「地雷除去実習用機材(防護服やタブレット等個人装備品、地雷探知機材(深部探知機)等)」のことを指しているという理解でよろしいでしょうか。仮に上記理解が正しければ、「活動2-2:機材操作、メンテナンスに関する研修を実施する」の機材とは「活動2-1:SESUの体制強化に必要となる機材を納入する」と同じ機材となりますでしょうか。そうすると、地雷除去実習用機材について研修を行うということになってしまうと読み取れますがそのような理解であっておりますでしょうか。	本公示は既存の技術協力プロジェクトを延長/拡張して行うため、2-1 では無償資金協力で供与される機材も含まれております。
12.	企画競争説明書14ページ、27ページ 第2章【2】第4条 2.(1) プロジェクトの活動に関する業務  第2章 別紙 案件概要表 外部条件	地雷対策ツールとは無償資金協力で供与する機材のことを指していますでしょうか。無償機材を指している場合ですが、機材運搬のスケジュール感をご教示いただけますでしょうか。	地雷対策ツール＝無償資金協力で供与する機材も含めた各種地雷対策機材を指しています。なお、現時点での無償資金協力による機材の調達スケジュールは貸与資料とします。貸与資料については諸般の制約から送付/複製/撮影いただくことができませんので、弊機構にお越しいただき閲覧いただくことをお願いしております。ご希望の方は、JICA ガバナンス・平和構築部 平和構築室宛 ( <a href="mailto:gpgpb@jica.go.jp">gpgpb@jica.go.jp</a> ) 宛にご連絡ください。
13.	企画競争説明書15ページと38ページ 第2章【2】第4条 2.(2) 現地国内研修及び第三国研修の規模  第3章 4.(5) 定額計上について	現地国内研修(オンライン)について、15ページには約4回との記載がありますが、38ページの「現地国内セミナー(オンライン)開催費用」では8回が想定されています。実施回数を目安として4回あるいは8回のどちらを想定すればよろしいでしょうか。	現時点では、カンボジア、ウクライナ、(日本も含む可能性があります)をつないでの4回×2拠点の開催を想定しています。
14.	企画競争説明書16ページ 第2章【2】第4条 2.(2) 現地国内研修及び第三国研修	ポーランドで第三国研修を実施する場合の現地の協力機関はどこを想定されますでしょうか。またポーランドには ALIS を日本から日本で供与した機材と同じものがあるという認識でしょうか。	基礎情報収集・確認調査ではポーランド連帯基金と協力しました。ポーランドには ALIS はないので、その際はウクライナより ALIS を持ち込み実施しました。

	の規模		
15.	企画競争説明書18ページ 第2章【2】第5条 1. 報告書等	業務完了報告書(ドラフト・ファイナル)の提出時期が 2026 年 2 月とありますが、2027 年 2 月でよろしかったでしょうか。	ご理解の通りです。
16.	企画競争説明書21ページと39ページ 第2章【2】第7条 機材調達  第3章 4.(5) 定額計上について	21 ページの「第7条 機材調達」と39 ページの「7 地雷除去実習用機材」が同じものを指していると理解しております。その上で、39 ページの「6(上)ALIS、除去機にかかる研修教材開発経費」はどのようなものを想定しておられますか。	今回協力にあたっては、現時点ではウクライナ国内での専門家による研修実施の見通しが立たないことから、同種の機材の仕様経験を持つ本邦・第三国等の知見を活かして作成する「研修教材(含む遠隔向け)」が重要となります。これらの開発に必要な費用です。
17.	企画競争説明書29ページ 第2章 別紙 共通留意事項 2. 選択項目	他の専門家との協働について、「発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である」とあります。長期専門家の活動内容は別添に記載がありますが、期間はいつからいつまでを想定しておりますでしょうか。また、短期専門家については、どのような専門で、どの程度の期間をご想定でしょうか。	現時点では別添の長期専門家のみ派遣が決定しております。2024 年早期からの 1 年程度の派遣を予定しています。
18.	企画競争説明書35ページと38ページ 第3章 2.(2) 1) 業務量の目途  第3章 4.(5) 定額計上について	35 ページに 65 人月、本邦研修(または本邦招へい)に関する業務人月 10.05 を含む(本経費は定額計上に含まれる)とありますが、見積りで計算する人月は 54.95 人月(65-10.05)という理解でよろしいでしょうか。また本邦研修にかかる経費(3 回分)の業務人月 10.05 と記載されておりますが、カンボジア・ポーランドの研修に関する人月はコンサルタント側の提案で決めても良いということでしょうか。	本邦研修以外の業務にかかる業務量の目途はご理解のとおりです。また、カンボジア・ポーランドの研修に関する人月は第 4 章 2.(2).②に掲げる規模感を参考にご提案ください。
19.	企画競争説明書38～39ページ 第3章 4.(5) 定額計上について	本邦研修について、参加者の交通費は 6(下)に記載がありますが、旅費(渡航費/航空賃)については、定額計上の 1 もしくは 6(下)のどちらに該当しますでしょうか。	本邦研修にかかる参加者の旅費は JICA 側の予算による手当を想定しています。
20.	企画競争説明書38～39ページ 第3章 4.(5) 定額計上について	「4 第三国研修再委託(カンボジア)」には旅費が入っておりますが、「5 第三国研修再委託(ポーランド/現地受入れ支援/協力機関への支払)」には旅費が入っておりません。定額計上にはウクライナ国内およびウクライナ⇄ポーランド間の移動費も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
21.	企画競争説明書15～16ページ 第2章【2】第4条 2.(2)(3) 現地国内研修及び第三国研修の規模 本邦研修・招へい	カンボジアへの渡航の際、SESU の人はウ国を陸路で移動し、国境を越え、どの国の空港を使用することを想定していますでしょうか。	ポーランド(ワルシャワ)からの出発を想定しています。
22.	企画競争説明書4ページ 第1章 6. 資料の配布依頼	「地雷・不発弾分野支援に向けた基礎情報収集・確認調査」に PDM(英語)は添付されているのですが、画質の関係で文字を認識できません。PDMを共有していただくことは可能でしょうか。	資料をご希望の方は、メール件名に本案件名と配布資料希望の旨を明記の上、12 月 28 日正午までに JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室宛( <a href="mailto:gpgpb@jica.go.jp">gpgpb@jica.go.jp</a> )にご連絡ください。
23.	企画競争説明書16ページ 第2章【2】第4条 2.(4)	本案件は多くの機密情報を扱うと推測します。RDに機密情報の取り扱いの記載があるかと思いますが、機密情報についてSESUとは何らかの合意を結んでいます	現時点では SESU と機密保持にかかる合意文書等は締結していません。必要となった場合に、締結を検討します。RD は共有可能ですので、資料をご希望の方は、メール件名に本案件

	その他	しょうか。またRDを共有いただけますでしょうか。	名と配布資料希望の旨を明記の上、12月28日正午までに JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室宛 ( <a href="mailto:gpgpb@jica.go.jp">gpgpb@jica.go.jp</a> ) にご連絡ください。
24.	企画競争説明書全般	SESUの事務所について、キーウ以外の地方オフィスはどちらを想定していますでしょうか。情報収集確認調査ではハルキウ州、ウオボボドラジスキー州、パトゥチネ村の3地域はあったのですが、これらを想定されていますでしょうか。	今後 SESU との協議で決定します。ただし、現時点では日本人の渡航は不可能であること、また渡航可能となっても当面はキーウのみの滞在が可能となると推測しており、地方の事務所に対しては遠隔等でのアプローチとなると想定しています。
25.	企画競争説明書全般	本案件で購入する機材を受け取るオフィスはウクライナ国内のどちらを想定しておりますでしょうか。	物流の状況も流動的であることから、その時の状況に応じて SESU と協議し決めていきます。なお、前例(ALIS)はリビウでの引渡しとなりました。
26.	企画競争説明書4ページ 第1章 6. 資料の配布依頼	情報収集確認調査の付録1に「収集資料リスト」があります。これら資料の一式を共有いただくことはできますでしょうか。 難しい場合、NMAA および SESU が発行した、1-1-1~1-1-4(4ファイル)、1-1-15、1-1-20、2-1-3、2-2-3、2-2-4、2-3-8、2-4-1、4-2-2-1、4-2-2-2の計13ファイル。 加えて、プロポーザル作成に必要な、2-3-1~2-3-4(4ファイル)、2-4-1、2-4-2の計6ファイル、合計19ファイルを共有していただけますでしょうか。	資料をご希望の方は、メール件名に本案件名と配布資料希望の旨を明記の上、12月28日正午までに JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室宛 ( <a href="mailto:gpgpb@jica.go.jp">gpgpb@jica.go.jp</a> ) にご連絡ください。
27.	企画競争説明書全般	本案件の予定公示では「無償資金協力等で供与する地雷対策機材の運営維持管理計画の策定」がコンサルタントチームの主な役割として記載されていました。無償資金協力により供与される機材について、個々の機材の使用状況を把握する事は重要と考えますが、モニタリングする仕組み作り及び実際のモニタリングを行う必要はありますでしょうか？	モニタリングについては重要性を認識しています。ご提案に含めていただいてもかまいません。(ただし、実際のモニタリングの実施はウクライナ側による実施を想定しています)
28	P11「無償資金協力で供与される予定の機材及び納入時期については貸与資料にて閲覧が可能である」	「貸与資料にて閲覧可能」と記載がありますが、予定機材とは具体的には配布資料の「情報収集確認調査 最終報告書」P3-4 の表 3-3 に記載の機材から変更は無いという理解で宜しいでしょうか。	貸与資料にてご確認ください。貸与資料については諸般の制約から送付/複製/撮影いただくことができませんので、弊機構にお越しいただき閲覧いただくことをお願いしております。ご希望の方は、JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室宛 ( <a href="mailto:gpgpb@jica.go.jp">gpgpb@jica.go.jp</a> ) 宛にご連絡ください。
29	P11「無償資金協力で供与される予定の機材及び納入時期については貸与資料にて閲覧が可能である」	調達時期は研修計画の策定にあたり重要な項目となるため、「情報収集確認調査最終報告書」P3-4 の表 3-3 の機材の調達予定スケジュールをご教示頂けますでしょうか。	貸与資料にてご確認ください。貸与資料については諸般の制約から送付/複製/撮影いただくことができませんので、弊機構にお越しいただき閲覧いただくことをお願いしております。ご希望の方は、JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室宛 ( <a href="mailto:gpgpb@jica.go.jp">gpgpb@jica.go.jp</a> ) 宛にご連絡ください。
30	P21、第8条「相談窓口の設置」	「定められた方法により相談窓口事態を通知し～」と記載がありますが、「定められた方法」とは具体的にはP3の「4.担当部署」に記載されている選定手続き窓口に連絡という理解で宜しいでしょうか。	相談窓口に関しましては、以下の URL の資料に詳細を記載しておりますので、こちらをご確認ください <a href="https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/n_files/1201068_012.pdf">https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/n_files/1201068_012.pdf</a>
31	P24(6)事業実施体制	内容部分が未記載ですが、ご教示頂けますでしょうか。	「(6)事業実施体制」は JICA、ウクライナ側の投入等を指します。すなわち「(7)投入(インプット)」以下に記載ある「1)日本側」「2)ウクライナ側」を意味します。よって「(7)投入(インプット)」の一文の記載は削除させていただきます。
32	P36、配布資料「基礎情報収集・確認調査 最終報告書」	左記の「基礎情報収集・確認調査」については、一般契約にて業務内容等が確認できない為、仕様書を共有頂けますでしょうか。	当該調査の業務内容は以下の通りです。 (1)基礎的な情報の収集・分析 (2)地雷・不発弾対策に資する事業(無償資金協力等)の検討 (3)地雷探知機 ALIS の認証支援(パイロットプロジェクト)の実施
33	P36、配布資料「基礎情報収集・確認調査 最終報告書」	別添資料として「技術協力プロジェクト概要案」「PDM 案」が添付されていましたが、RD、PO(Plan of Operation)についても共有頂けますでしょうか。	資料をご希望の方は、メール件名に本案件名と配布資料希望の旨を明記の上、12月28日正午までに JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室宛 ( <a href="mailto:gpgpb@jica.go.jp">gpgpb@jica.go.jp</a> ) にご連絡ください。

		また PDM に関しても、文字が不鮮明な為、文字の鮮明なバージョンを共有頂けますでしょうか。	
34	P36、配布資料「基礎情報収集・確認調査 最終報告書」	付録1 収集資料リストにて記載されている、収集資料リスト一式を共有頂けますでしょうか。(収集リスト番号 2-2-4 の「SESU の SOP」などが含まれている為)	資料をご希望の方は、メール件名に本案件名と配布資料希望の旨を明記の上、12月28日正午までに JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室宛 ( <a href="mailto:gpgpb@jica.go.jp">gpgpb@jica.go.jp</a> ) にご連絡ください。
35	P38・39「定額計上について」	定額計上分は上限額に含まれていないとの理解ですが、それら定額計上分で指定されている再委託業務をコンサルタントにて対応可能な場合は、上限額とは別計上でコンサルタントが実施することも可、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。定額計上で指示している業務については、契約締結後に、内容が確定した時点で業務内容と予算額の確定を行いますので、その際に再委託ではなくコンサルタントが実施することも含めて確認します。
36	P38・39「定額計上について」	SESU の研修員メンバーのカンボジアやポーランドへの旅費や日当・宿泊費等は、貴機構の研修ガイドラインの「受け入れ業務」に当たる為、今回の第三国研修の定額再委託の金額には含まれていないという理解で宜しいでしょうか。	本邦研修以外の旅費等については定額再委託の金額に含めます。
37	第2章特記仕様書案 第4条業務の内容 2. 本業務にかかる事項 15頁、(2)現地国内研修及び第三国研修の規模、16頁、(3)本邦研修・招へい	第三国研修、本邦研修共に、各回 12 名程度が想定されていますが、当面の ALIS 及び地雷除去機の研修(本邦または第三国)に関して、SESU 側から研修参加者の候補(職位)や具体的な人数が示されているのであればご教示ください。	具体的な研修参加者(職位、人数等)はプロジェクトの中で SESU との協議を通じて決めていく方針です。
38	第2章特記仕様書案 第4条業務の内容 2. 本業務にかかる事項 16頁、(3)本邦研修・招へい	本邦研修・招へいについては、1 回約 12 名で地雷除去員、SESU マネジメントレベル等が対象となっているが、マネジメントレベルの招へいは毎回想定しているのでしょうか。	毎回の参加は現時点では想定していません。具体的な研修参加者(職位、人数等)はプロジェクトの中で SESU との協議を通じて決めていく方針です。
39	第2章特記仕様書案 21頁、第7条機材調達	これらの機材は、本邦及び第三国で実施される研修にて配布され、研修後に研修地からウクライナ現地に発送する想定でしょうか? その際の輸送費は定額計上の 10,000,000 円に含まれるのでしょうか。	輸送費は定額計上に含まれます。
40	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 36頁、(5)対象国の便宜供与	「詳細については、R/D を参照願います」と記載があります。署名済みの R/D を共有をお願いします。	資料をご希望の方は、メール件名に本案件名と配布資料希望の旨を明記の上、12月28日正午までに JICA ガバナンス・平和構築部平和構築室宛 ( <a href="mailto:gpgpb@jica.go.jp">gpgpb@jica.go.jp</a> ) にご連絡ください。
41	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項 38頁、(5)定額計上について	1. 本邦研修にかかる経費(3 回)で、直接経費 12,000,000 円とは「実施業務」に関わる費用であり、対象者の査証手配や旅費(航空賃・日当宿泊費)を含む「受入業務」や「監理業務」は研修ガイドラインに基づき、貴機構側で分担、支出されるという理解で良いでしょうか。	ご理解の通りです。
42	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項 38頁、(5)定額計上について	4 第三国研修再委託(カンボジア)、5 第三国研修再委託(ポーランド)再委託費の旅費には SESU の研修員の渡航費用は含まれないという理解で良いでしょうか。その場合、SESU の第三国への渡航費用の計上は一般業務費の旅費・交通費で積算することになるのか、また、CMAC 職員の渡航が発生する場合も同様でしょうか。	一般業務費(第三国での研修経費)には SESU 研修員の渡航費も含まれます。CMAC 職員についても同様です。

43	<p>第3章 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>4. 見積書作成にかかる留意事項</p> <p>38頁、(5)定額計上について</p>	<p>2 現地国内セミナー(オンライン)開催費用のセミナーは、P.15 現地国内研修(オンライン)とは異なるものでしょうか。異なる場合、P.15 現地国内研修(オンライン)の開催費用の想定はなく、また現地国内セミナー(オンライン)の内容はコンサルタントから提案するものとの理解で宜しいでしょうか？また、P.32「別途派遣する専門家の業務内容」の&lt;活動内容&gt;3)にあるセミナーとの関係もご教示ください。</p>	<p>同じものを指しています。質問 13 に対する回答もご参照ください。</p>
----	---	--	--

以上